

令和7年度愛媛県農業会議事業計画

1. 情勢と課題

先の通常国会において、食料の安全保障の強化を目指して「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されるとともに、農地の総量確保と適正利用を図るために農振法や農地法など農地関連法制の改正が行われた。

この基本法の改正に伴い、政府は今後5年間の取組方針となる次期食料・農業・農村基本計画を作成し、新たな食料自給率及びその他の食料安全保障の確保に向けた目標と進捗状況を管理する目標（KPI）の実現に向けた政策を展開することにより、持続可能な農業の確立と農村振興を目指すこととしている。

こうしたなか、農業委員会組織は、令和5年に施行された改正基盤法により地域農業の将来図となる「地域計画」の策定に向けて、農業者の農地利用の意向把握や目標地図の素案作成をはじめ、関係機関・団体と連携して農業者等との地域の話し合いに取り組んできたところである。

今年度からは、目標地図で将来の担い手が特定されていない農地の解消など、地域計画のブラッシュアップ（完成度を高める）に努めるとともに、地域計画の実現にあたっては、農業委員・農地利用最適化推進委員は一体となって担い手の確保と農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を加速させるなど、農地利用の最適化活動を一層促進し、目に見える成果を積み上げていく必要がある。

また、今年4月には基本法の見直しに関連して改正された農振法や農地法等が施行されることから、農業委員会は法令所掌業務の厳格な運用と適正な執行に努め、優良農地の確保と有効利用を推進することが重要である。

このため、本会は、こうした農業委員会の活動が地域の実情に即して円滑に推進され、実効あるものとなるよう、関係機関・団体の会員組織との連携を図り、農業委員会の活動をサポートするとともに、農業委員会ネットワーク機構としての役割と機能をさらに発揮し、地域農業の健全な維持・発展に寄与するものとする。

2. 重点活動事項

上記の情勢と課題を踏まえ、一般社団法人愛媛県農業会議は、農業委員会ネットワーク機構として、市町農業委員会及び関係機関・団体の会員組織等との一層の連携のもとで、以下の事項を重点事項として現場重視の取り組みを展開していく。

- (1) 農業委員会組織と活動体制の整備・強化
- (2) 農地利用の最適化に向けた取り組みの強化
- (3) 担い手の確保・育成対策と経営確立対策の推進
- (4) 農業者・地域の声を積み上げた政策提案活動の推進
- (5) 農業・農村に関する情報提供活動の推進
- (6) 女性農業委員の登用促進に向けた取り組みの推進

3. 事業計画

(1) 会議の開催

- ① 総会、理事会、監査会の開催
- ② 常設審議委員会の開催
- ③ 農業委員会会長及び事務局長会議の開催
- ④ その他必要な会議の開催

(2) 法令所掌業務の実施

農地法その他の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた法令所掌業務を適正かつ公正に実施する。

- ① 農地法に定める事項
- ② 農業経営基盤強化促進法に定める事項
- ③ 農業振興地域の整備に関する法律に定める事項
- ④ 土地改良法に定める事項
- ⑤ 農業者年金基金法に定める事項
- ⑥ その他関係法令に定める事項

(3) 農政対策等の推進

① 農業の国際化に向けた取り組み

農産物貿易の自由化に向けて、「環太平洋経済連携協定」(TPP11)の発効以降、世界の各国や地域との間で経済連携協定(EPA・FTA)等が矢継ぎ早に締結されるなかで、農業者の不安払拭と重要品目等の再生産を可能とする万全な国内対策を求める取り組みを関係団体等と連携を図りながら実施する。

② 関係行政機関等に対する意見の提出等

農業委員会による「農業者等との意見交換会」の開催や、JAグループをはじめとする農業団体や認定農業者等の農業経営者組織と連携を図り、農業・農村現場の声を幅広く積み上げ、関係行政機関等に対する政策提言や農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出等に取り組む。

③ 中山間地域農業対策への取り組み

中山間地域の農業が持つ多面的な機能や役割を維持・向上させるため、日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)、有害鳥獣対策等の施策の拡充・強化に向けた取り組みを関係機関・団体と連携を図りながら実施する。

④ 予算対策への取り組み

全国農業会議所と連携し、農業委員会組織予算や農地・担い手対策予算、農山漁村の活性化に向けた予算の確保に万全を期すとともに、農業委員会に対しては農業委員会関係予算(「農地利用最適化交付金」及び「機構集積支援事業」)の積極的な活用を働きかける。

⑤ 税制対策への取り組み

政府の来年度税制改正に向けて、市町農業委員会、農業経営者組織等から農業・農村現場の実態を踏まえた農業関連税制に対する改正要望を積み上げ、必要な関連税制の創設と適用期限が到来する特例措置の継続延長等に向けた取り組みを実施する。

(4) 農業委員会組織と活動体制の整備・強化

① 農業委員会制度の普及浸透

農業委員並びに農地利用最適化推進委員が農業及び農業者の代表として、地域に密着した活動を推進し、農業委員会に課せられた役割が十分に果たせるよう、農村現場への制度の普及啓発に取り組む。

② 農地利用最適化業務への支援

地域計画に位置付けられた農業を担う者への農地の権利移動に向けて、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が行う農地利用の最適化活動を推進するための支援を実施するとともに、タブレットを活用した農業者の農地利用に関する意向把握や活動記録の記帳等を支援する。

③ 地域計画（目標地図）のブラッシュアップに向けた支援

農業委員会サポートシステムのデータ最新化及び目標地図の更新・見直しに係る同システムの活用促進を図るとともに、受け手の特定や農業者の農地利用に関する意向情報を踏まえた農地の集約化等の地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取り組みを支援する。

④ 農地利用最適化推進指針の変更等に向けての支援

農業委員会法に基づき農業委員会が作成する「農地利用最適化指針」の変更や「活動目標」の設定、「活動実績」の点検・評価及び公表の取り組みを支援するとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動記録の記帳に対する助言・協力を行う。

⑤ 農地等に関する相談窓口の設置

優良農地の確保・有効利用対策や遊休農地の発生防止・解消対策等を効果的に推進するため、農地制度に関する相談窓口を設置するとともに、相談事例等の収集・提供活動を実施する。

⑥ 女性の委員の登用促進に向けた取り組み

愛媛県女性農業委員の会と連携を図り、次期改選に向けて「女性の委員が1人も登用されていない農業委員会の解消」、「1農業委員会あたり複数の女性の委員の選出」を目標に女性の委員の登用促進に取り組む。

⑦ 農業委員会組織における人材育成の実施

農地制度等をはじめとする農業委員会の所掌業務が適切かつ円滑に実施・運用されるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員に対する講習及び研修会を開催する。

⑧ 農業委員会活動に対するフォローアップ活動の実施

農業委員会が実施する「農地利用最適化活動」の課題等を把握し、改善のためのフォローアップ活動を推進するとともに、農業委員会の許認可等業務が法令に則して公平かつ公正・公明に執行されるよう助言・指導を行う。

⑨ 農業委員会活動の情報発信

農業委員会活動のさらなる「見える化」を目指して、農業委員会が策定・公表する活動目標及び活動実績の点検・評価の取りまとめを行い、インターネット等を通じて幅広く組織内外に情報発信し、農業委員会活動に対する理解促進に取り組む。

また、農業会議のHPを開設し、農業委員会が取り組む法令所掌業務や農地利用の最適化業務等を幅広く周知し、農業委員会組織の理解促進に努める。

⑩ 農業委員会事務局体制の強化

農業委員会職員の増員、農地制度等関係法令に精通した職員の養成等、農業委員会事務局の体制強化に向けた取り組みを推進するとともに、農業委員会相互の広域連携を図るための助言・協力を行う。

(5) 優良農地の確保と有効利用対策の推進

① 優良農地の確保に向けた啓発活動等の実施

遊休農地の発生防止と解消対策、農地の無断転用防止、不法投棄対策等の啓発活動を実施するとともに、農業委員会の利用状況調査（農地パトロール）による監視活動への取り組みを徹底する。

② 農地の適正利用に向けての支援

農地の適正利用を確保するため、令和7年度に施行される農地法第3条第2項の改正内容を周知するとともに、新たに農業委員会が行うこととなった権利取得時における耕作者の属性確認業務が適正に執行されるよう支援する。

③ 農地転用に係る手続きの厳格化への支援

農地転用に係る手続きの厳格化に向けて、令和7年度から義務化される転用事業者の定期報告や違反転用者の公表事務が円滑に執行されるよう農業委員会の取り組みを支援する。

④ 農地利用最適化に取り組む体制整備の支援

農業委員会は地域の話し合いや担い手との意見交換等を通じて地域計画をブラッシュアップするなどの期待される役割が果たせるよう、市町、JA、土地改良区及び農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携した取組体制の整備を支援する。

⑤ 農地利用最適化業務への支援

農業委員会が取り組む「農地利用の最適化業務」の活動状況を把握し、優良事例の横展開を図るとともに、タブレットを活用した農地の「利用状況調査」、「利用意向調査」、及び関係機関への情報提供活動等の取り組みを支援する。

⑥ 担い手への農地の集積・集約化に対する支援

農業委員会が地域計画に位置付けられた農業を担う者に農地が円滑に権利移動されるよう利用調整等への取り組みを徹底するとともに、農用地利用集積等促進計画の原案作成や要請の取り組みを支援する。

⑦ 遊休農地の発生防止と解消対策等の推進

農地法の規定による農地の利用状況調査をもとに遊休農地所有者等に対する利用意向確認の実施と利用意向に基づく指導の徹底を図るとともに、遊休農地解消事例の情報収集・提供活動に取り組む。

⑧ 所有者不明農地の利活用に対する支援

相続土地国庫帰属制度の創設や相続登記の申請義務化等の所有者不明土地の利活用や未然防止に向けた農村現場への制度の周知と、農業委員会が農地法等に基づき実施する所有者不明農地対策への取り組みを支援する。

⑨ 農地利用最適化推進運動の推進

農業委員会が行う「農地利用の最適化業務」の着実な実施に向けて、地域計画に位置付けられた農業を担う者に対する農地の利用調整活動を促進するため、「えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動」に関係機関・団体と連携して取り組む。

⑩ 農業委員会サポートシステムの利用促進と公表事務の支援

農業委員会サポートシステムの農地情報等登録データの更新と利用促進に向けた助言・指導を行うとともに、同システムを活用した目標地図の更新・見直し、農地中間管理機構及び関係行政機関等への農地情報の提供事務を支援する。

(6) 担い手・経営対策と新規就農・人材対策の推進

① 農業経営の合理化に向けた支援

認定農業者や認定新規就農者等担い手の経営改善や経営管理能力の向上に資するため、農業経営サポートセンター等の関係機関・団体と連携し、複式農業簿記記帳や青色申告制度の普及・推進に関する研修会の開催及び現地指導等に取り組む。併せて、「インボイス制度」や「知的財産制度」、「各種助成制度」など農業経営に関連する情報提供を行い、農業者の農業経営の発展・合理化を支援する。

② 農業経営の法人化推進支援

農業経営の法人化を目指す個人経営者や集落営農組織等を対象に、経営の熟度に応じた法人化の啓発や法人の設立・運営等に関する相談活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、法人設立に向けた研修会の開催及び現地指導を通じて農業経営の法人化を支援する。

③ 新規就農等の支援

農地等の情報や農業法人等の求人・研修の受入情報、県や市町の就農支援措置などの就農・就業情報の収集・提供活動に取り組むとともに、「農業法人協会」、「公益財団法人えひめ農林漁業振興機構」等と連携し、農外からの新規参入及び農業法人等への就農促進を支援する。

④ 農業者年金制度の普及・推進

農業者の老後生活の安定と福祉の向上、円滑な経営継承を確保するため、農業者年金制度を担い手対策の重要施策として位置づけ、若い農業者や女性農業者を中心に農村現場への制度の普及定着と新規加入者の確保に取り組む。併せて、本制度が農業者にとってより魅力ある制度となるよう制度改善に向けた政策提案を行う。

⑤ 家族経営協定の普及・推進

農村現場における男女共同参画社会の推進と併せて家族経営における就業環境整備や農業経営の改善、円滑な経営継承に向けて、農業者年金の政策支援加入の働きかけと連携し、家族経営協定の普及・推進と農業後継者の確保・育成に取り組む。

⑥ 担い手と経営に関する相談窓口の設置

農業経営の合理化や法人化支援、集落営農の組織化支援、新規参入の促進など、担い手及び経営対策を効果的に推進するための相談窓口を設置するとともに、関係農業委員会等と連絡調整を図り現地指導を実施する。

(7) 事務局担当組織の活動支援

① 認定農業者等経営者組織の活動支援

「愛媛県認定農業者連絡協議会」、「愛媛県農業法人協会」、「愛媛県農山漁村生活研究協議会」など事務局担当組織の運営及び活動に対する支援・協力を努めるとともに、農業経営者の意見を農政や施策に反映させるための政策提案活動を実施する。

② 農業委員会関係組織の活動支援

女性農業委員の登用促進や農業委員会業務の適正化を図るため、「愛媛県女性農業委員の会」、「愛媛県農業委員会職員研究協議会」及び「愛媛県農業者年金連絡協議会」の事務局として、相互研さんや情報交換の推進に向けた取り組みを支援する。

③ その他組織の活動支援

「愛媛県農業改良普及事業連絡協議会」の事務局として、当該協議会の運営及び組織活動を支援するとともに、農業改良普及事業との連携を強化する。

(8) 農業一般に関する調査及び情報の提供

① 調査活動の推進

農業政策の立案に資するための農業構造に関する基礎調査等を実施し、調査結果については農業委員会及び関係機関等に対し情報提供を行う。

○田畑売買価格等に関する調査

○農作業料金・農業労賃等に関する調査

○その他必要に応じた調査

② 全国農業新聞の普及拡大

農業委員会組織の情報紙である「全国農業新聞」を通して、農業委員会や農業委員、農地利用最適化推進委員が実施する活動のほか、重要な農業施策、地域農業の振興に関する取り組み事例等を組織内外に発信する。併せて、農業委員会活動や農政への理解者の確保を図るため、全国農業新聞の普及推進を情報提供活動の中核的な取り組みに位置づけ、引き続きその普及拡大に取り組む。

③ 全国農業図書の活用促進

農業委員や農地利用最適化推進委員の研修資料、農業施策や農地制度等を周知するための普及啓発資料、農地利用の最適化を推進するための参考資料等として、引き続き「全国農業図書」の現地における活用の推進に取り組む。

④ 農業委員会による広報活動への支援

農業委員会広報誌「農業委員会だより」の発行や市町広報誌を活用した情報提供など、農業委員会が農業者や地域住民に対して行う広報活動への取り組みを支援する。

4. 補助事業等の実施

農地法その他の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行うとされた法令所掌事項を処理するとともに、「令和7年度事業計画」に掲げた業務を遂行するため、以下の補助事業及び委託事業を実施する。

(1) 農政活動事業

農業・農業者の利益代表機関として、市町農業委員会をはじめとする関係機関・団体と連携しながら農政対策を推進するとともに、農業・農村現場の声を幅広く積み上げ、関係行政機関等に対する意見の提出等を実施する。

(2) 農業委員会ネットワーク機構負担金事業

農業委員会ネットワーク機構として、農地法に規定された農地転用に係る市町農業委員会からの意見聴取に対する答申等を行うため、定例的に「常設審議委員会」を開催するとともにその他法令所掌業務を処理する。

(3) 機構集積支援事業

農業委員並びに農地利用最適化推進委員等に対する研修等を通じて、農地制度の適正かつ円滑な実施・運用を図るとともに、農業委員会が行う農地利用の最適化の取り組み及び農業委員会サポートシステムやタブレットの利用促進に向けて操作等の支援を行う。

(4) 所有者不明農地対策事業（新規）

地域計画内の所有者不明農地の活用促進に向けて、県・農地中間管理機構と連携しながら所有者不明農地制度に基づいて農業委員会が実施する解消の取り組みを支援するとともに、解消事例の横展開を行う。

(5) 農業委員会活動強化対策事業

農業委員会の運営・業務の円滑かつ適正な推進と活動強化を図るため、優良活動事例の情報収集・提供、活動計画の策定や活動実績の評価・改善を支援するとともに、農業委員会の体制強化及び業務推進上の課題等について研究・検討を行う。

(6) 農業者年金業務指導等事業

農業者年金業務の円滑かつ適正な執行と新規加入者の拡大を図るため、農業委員会に対する指導・協力を行うとともに、関係機関・団体と連携し、加入推進部長を中心とした戸別訪問等による効果的な加入推進活動を実施する。

(7) 雇用就農資金

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して、就農に必要な技術・経営ノウハウ等の習得を図る実践的な研修に対する確認、指導・助言等を行い、農業における雇用就農の促進・定着と経営を担う人材育成の支援に取り組む。

(8) 情報提供推進事業

地域計画のブラッシュアップや農地利用の最適化に向けた取り組みなど、農業委員

会活動の横展開とそのノウハウの共有、農業・農村現場への農政・農業施策の普及・浸透を図るため、全国農業新聞・全国農業図書等を活用した情報の提供活動を実施する。